

## 「介護サービス情報の公表」制度について

### 1. 対象サービス

対象サービスは以下のとおりです。

※下線のサービスについては、介護予防サービスを含みます。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護
- (6) 通所リハビリテーション
- (7) 短期入所生活介護
- (8) 短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- (9) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅※いずれも外部サービス利用型を含む）
- (10) 福祉用具貸与
- (11) 特定福祉用具販売
- (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (13) 夜間対応型訪問介護
- (14) 地域密着型通所介護（※療養通所介護を含む）
- (15) 認知症対応型通所介護
- (16) 小規模多機能型居宅介護
- (17) 認知症対応型共同生活介護
- (18) 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）
- (19) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- (20) 複合型サービス
- (21) 居宅介護支援
- (22) 介護老人福祉施設
- (23) 介護老人保健施設
- (24) 介護療養型医療施設
- (25) 介護医療院

## 2. 報告、調査及び公表について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2に規定する報告に関する計画を定め、併せて、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を一体的な計画とし、「かがわ介護保険情報ネット」において公表しています。

### (1) 報告について

#### ① 対象事業所

新規事業所については、基本情報のみの報告です。

既存事業所については、基本情報及び運営情報(旧調査情報)の報告が必要です。

※ 基準日である1月1日以前の1年間において、介護報酬額が100万円以下である事業所については、報告の義務付けはありませんが、本制度を活用し、広く事業所の情報を提供するため、報告が義務付けされていない事業所についても、基本情報については報告を求めることとしますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、介護報酬額が0円の場合は除くこととしますが、事業を行う意思のある事業所については対象とします。

#### ② 報告方法

「介護サービス情報報告システム」によりお願いします。

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/37/>)

登録内容がそのまま公表されますので、内容を十分確認の上、御報告ください。

報告内容に記入漏れ等があった場合は報告の差し戻しをされることがあります。

なお、公表は報告受理後1月程度を目途に行うこととしています。

ログインに必要となるIDとパスワードは別途通知を行います。

### (2) 調査について

#### ① 調査指針

国は調査についてのガイドラインを示し、本県においては、国のガイドラインを参照し、平成24年4月に調査に関する指針を定め、これに従い調査を行うこととしました。指針については、「かがわ介護保険情報ネット」において公表しています。

#### ② 実地指導との同時調査

県は、指針において、事業所の負担を考慮し、また、情報の正確性を担保するため、実地指導において同時に調査を行うこととしました。

また、自ら調査を希望する事業所に応じて、調査も行います。

#### ③ 調査主体

香川県と高松市が調査を行います。

平成24年度より指導権限が法定移譲されたので、実地指導と同時に調査が行えるよう、香川県事務処理の特例に関する条例により調査権限等を高松市に移譲し、高松市に所在する事業所については、高松市が調査を行います。

④ 確認内容

新規事業所は基本情報を、既存事業所は基本情報及び運営情報について確認します。

⑤ 内容の訂正

調査により指摘を受けた事項については、事業所で訂正をお願いします。

(3) 公表について

「介護サービス情報公表システム」(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/>)により公表します。利用者の目線に立ち、「見やすい」「使いやすい」「わかりやすい」システムを構築し、利用者の選択を支援できるホームページとなっています。

### 3. 運営について

香川県において運営を行っています。

(1) 報告及び公表事務については、香川県において行います。

(2) 調査について次のとおり取り扱います。

- ① 高松市に所在する事業所                      高松市
- ② 高松市以外に所在する事業所                香川県

連絡先	住所	電話
<b>【報告、調査及び公表】</b> 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 在宅サービスグループ	〒760-8570 高松市番町4-1-10 (香川県庁本館17階)	087-832-3269
<b>【調査（高松市に所在する事業所のみ）】</b> 高松市健康福祉局 介護保険課	〒760-8571 高松市番町1-8-15 (高松市役所本庁舎1階)	087-839-2326